

令和7年8月26日

課名：総務部契約検査課

内線：1383・1384

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者： 住 所 東京都新宿区西新宿八丁目5番1号  
商号又は名称 株式会社中央技術コンサルタンツ

2 指名停止の期間：  
令和7年8月26日から令和8年2月25日まで（6ヶ月間）

3 事実概要：

当該業者は、宮城県気仙沼市発注の道路設計の入札において、気仙沼市職員から事前に予定価格情報を入手した上で落札し、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年7月21日に逮捕されたことにより、8月26日（火）に福岡県庁にて指名停止が公表された。

4 指名停止の理由：

行橋市指名停止等措置要綱第3条（指名停止）第1項の別表第2（競売入札妨害又は談合）の9の項に該当する。

従って、本件については、指名停止6ヶ月間とする。

【指名停止等措置要綱 別表第2（競売入札妨害又は談合）の9の項該当】

措 置 要 件	期 間
9 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した建設工事等又は物品購入等に係る契約に関し、建設業者若しくは物品業者である個人又は建設業者若しくは物品業者の役員若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6月以上12月以内